

ふるさといいじま応援寄附金返礼品贈呈事業協力申出書

年 月 日

(宛先) 飯島町長

事業者名

所在地

代表者

ふるさといいじま応援寄附金特産品贈呈事業協力事業者基準に同意の上、返礼品の提供への協力を申し出ます。

記

ふるさといいじま応援寄附金特産品贈呈事業協力事業者基準

1 協力事業者の要件

(1) 町内に本社または事業所(工場等を含む)を有し、本町で生産・製造・加工された商材等を利用した商品を提供する事業者であること。

(2) 各種法令等を遵守した生産・製造・加工、栽培、販売等を行っていること。

(3) 町又は町が指定する業務委託業者からの発注に対応(梱包、発送、問い合わせ対応等)が可能なこと。

(4) 各種法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱えること。

(5) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例(平成24年条例第14号)等に規定する暴力団員等でないこと。

2 特産品等の要件

(1) 要件

ア 本町で生産・製造・加工、栽培又は販売された商材等を利用したもの又はサービスであり、総務省が定める地場産品基準にいずれかに該当すること。

イ 寄附者に対し飯島町の魅力や特色を発信でき、地域経済の振興に寄与する要素をもつものであること。

ウ 品質及び数量において安定供給が見込めること。ただし、季節限定や数量限定等の条件については町との協議による。なお、サービス商品の場合、サービス提供が原則として年度末までに可能であることが保証されていること。

エ 飲食物の場合、出荷後に適切な賞味期限が保証されていること。

(2) 価格

ア 特産品等の価格は、商品代金及び梱包材、消費税を含むこと

3 個人情報の保護

協力事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報の取扱いについては飯島町個人情報の保護に関する条例(平成12年飯島町条例第2号)及び関係法令を遵守してください。また、協力事業者でなくなった後についても同様としてください。

※寄附者情報は、特産品等の送付以外の目的に使用することができません。

4 その他留意事項

・特産品等に対し、寄附者から苦情等があった場合は、町と共に真摯に対応し解決に努めるものとします。

・特産品等は、寄附者から申込時に選択された場合に、協力事業者へ提供をお願いするものであり、町からの特産品等の発注を保証するものではありません。

・貴社の受発注の方法により、一部のポータルサイトへの掲載ができない場合があります。

・特産品等の画像の提供、取材等についてもご協力いただきます。

・採用後の特産品等の取りやめは原則として認められません。

・本要項中、「1 協力事業者の要件」又は「2 特産品等の要件」を欠くこととなった場合若しくは虚偽の内容による応募と判明した場合は協力事業者の承認を取り消します。

・地方税法の改正等により、ふるさと納税制度が変更または廃止となった場合は、本応募基準の修正又は中止となる可能性があります。